

第八十一号議案

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定
 について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定
 により、江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を次
 のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立福祉作業所 江戸川区立福祉作業所分室	江戸川区中葛西二丁目八番 二号	社会福祉法人江戸川菜の花の会 理事長 鈴木 満義	平成二十九年四月一日から平 成三十四年三月三十一日まで

（説明）

平成二十九年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日か
 らの江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を指定す
 る必要があるので、本案を提出いたします。